



教育訓練給付制度（一般教育訓練） 事前確認事項について

申請前に、下記の①～④について、確認事項を必ずご確認ください。（該当しない方は対象外）

なお、ご提出いただく氏名・メールアドレス・身分証明書等の個人情報は、一般教育訓練給付金申請に関する本人確認および申請手続きに必要な確認業務のためにのみ利用いたします。

ご提出いただいた身分証明書は、上記目的以外には利用いたしません。
また、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

確認事項をご確認のうえ、すべての項目に同意いただける場合のみ申請をお願いいたします。

確認事項①

ハローワークのサイト（https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html）を確認しました。

確認事項②

下記の支給対象者で間違いありません。

＜一般教育訓練給付金について＞

一般教育訓練給付金は、雇用の安定と再就職の促進を支援するため、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合は、受講者が支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）をハローワークから支給します。

（支給対象者）

次の（1）または（2）のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を修了した方

（1）雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者等

一般教育訓練の受講開始日に、雇用保険に加入していた期間が3年以上

（2）雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者等であった方

雇用保険の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ、雇用保険に加入していた期間が3年以上

※（1）、（2）とも、過去に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて教育訓練給付を受給しようとする方については、雇用保険に加入していた期間が1年以上あれば受給可能となります。

また、受講開始日の前日から3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給されません。

確認事項③

個人受講者で間違いありません。（企業補助などを使用しておりません。）

確認事項④

訓練期間（受講開始から3か月間）、修了条件について確認しました。

ハローワークへの申請方法について

申請方法につきましては、管轄のハローワークへ直接お尋ねください。
誠に恐縮ですが、当社では申請方法に関するご案内はいたしかねます。